

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主は派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。

対象期間：2021年4月1日～2022年3月31日

① 派遣労働者数	24人
② 派遣先の数	26件
③ 派遣料金の平均額	28,147円 * 1日当たりの料金額（8時間労働として計算）
④ 派遣労働者の賃金平均額	16,768円 * 1日当たりの料金額（8時間労働として計算）
⑤ マージン率	40.4%
⑥ 労使協定を締結しているか 否かの別	締結している （有効期間2022年4月1日～2023年3月31日）

【マージン率に含まれる主な経費】

- 健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料、労災保険料
- 教育訓練費
- 一般健康診断
- 会社運営費